

# かみなりくん（児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業）の

## たいせつ せつめい 大切な説明

### ◇ もく じ 次 ◇

1. 「かみなりくん」の概要<sup>がいよう</sup> . . . . . P1
2. 職員体制<sup>しよくいんたいせい</sup> . . . . . P2
3. 利用対象児<sup>りようたいしやうじ</sup> . . . . . P2
4. 利用定員<sup>りようていいん</sup> . . . . . P2
5. 営業日および営業時間<sup>えいぎやうび えいぎやうじかん</sup> . . . . . P2
6. 通常の事業実施地域<sup>つうじやう じぎやうじっしちいき</sup> . . . . . P3
7. 提供する通所支援内容と利用料金<sup>ていきやう つうしよしえんないやう りようりやうきん</sup> . . . . . P3
8. ご利用にあたって気をつけていただきたいこと<sup>りやう き</sup> . . . . . P6
9. 緊急時の対応<sup>きんきゆうじ たいおう</sup> . . . . . P7
10. 虐待防止<sup>ぎやくたいぼうし</sup> . . . . . P7
11. 損害賠償<sup>そんがいばいしょう</sup> . . . . . P8
12. 苦情の受け付け<sup>くじやう う っ け</sup> . . . . . P8

# 1. 「かみなりくん」の概要

<p>事業の種類</p>	<p>多機能型障害児通所支援事業          (児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業)          平成28年1月1日指定 岐阜県2150400105号</p>		
<p>目的</p>	<p>支給決定を受けた児童の心身の健全な発達と日常生活における基本動作の習得および集団生活に適應できるよう支援し、さらに児童の保護者や家族に対する支援を行うことを目的とします。</p>		
<p>名称</p>	<p>かみなりくん</p>		
<p>所在地</p>	<p>岐阜県羽島市正木町坂丸二丁目63番地 かみなり村北館</p>		
<p>電話番号</p>	<p>058 - 372 - 3438</p>	<p>ファックス</p>	<p>058 - 392 - 7380</p>
<p>管理者氏名</p>	<p>山口 美千代</p>		
<p>運営方針</p>	<p><b>① 地域生活力の向上・生きる力をつける</b>          ・活動及び支援メニューの自己選択・自己決定を尊重し、気楽に利用できるような体制を整備します。          ・児童の能力・個性を理解尊重し、地域社会の中で家族と共に主体的な生活を送ることができるよう、療育玩具を利用した療育支援および家族支援を行います。          ・児童の権利を守ります。</p> <p><b>② 潤いとゆとり</b>          ・常に笑いの絶えないやすらぎ環境づくりに努めます。          ・穏やかな心で心身の発達ができるよう支援します。          ・児童の個性を見だし、それを伸ばすための支援をします。</p> <p><b>③ 情報発信</b>          ・地域の生活・福祉情報を提供します。          ・福祉機器・福祉用具・福祉住環境などの情報提供します。</p> <p><b>④ 地域リハビリテーション機能の充実</b>          ・ボランティア活動とコーディネート機能の充実を図ります。          ・地域住民との交流を推進します。          ・専門機関との連携を図ります。</p>		
<p>開設年月日</p>	<p>平成28年1月1日</p>		
<p>第三者評価実施状況</p>	<p>ボランティアによる第三者評価委員会を設置。職員の自己評価と第三者評価を行っています。</p>		
<p>職員研修状況</p>	<p>専門分野と社会福祉全般に渡る研修に参加しています。</p>		

## 2. かみなりくんの職員体制について

＜主な職員の配置状況＞…職員配置については、指定基準を遵守しています。

### ◇職員体制

単位：(人)

職種	常勤	非常勤	常勤 常勤 換算	指定 基準	運営規程 上の定数	職務の内容
管理者	1		1	1	1	生活相談、支援および統括責任者
児童指導員 保育士	7	9	9.8	5	5	生活能力向上の支援 発達支援
児童発達支援 管理責任者	1		1	1	1	発達相談 個別支援計画の管理 関係機関との連携

## 3. 利用対象児について

身体、知的、精神障がい、難病のある児童（20歳未満）で市町村から支給決定を受けた方。

## 4. 利用定員について

午前15名 / 午後25名 …… 1日40名

## 5. 営業日および営業時間

＜営業日＞ 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

＜休業日＞ 日曜・祝日・夏季8月13日～15日・冬季12月29日～1月4日

(但し、日曜・祝日 相談に応じます。)

＜サービス提供時間＞ ① 8時30分～12時30分 ② 13時30分～17時30分

＜連絡先＞ 電話 058-393-2608 (かみなり村本館内)

FAX 058-393-2772

＜受付時間＞ 月～金曜日 9時00分～17時30分

土曜日 9時00分～13時00分

## 6. 通常の事業実施地域について

かみなりくんのサービスを提供できる地域は、次のとおりです。

羽島市、笠松町、岐南町

※通常<sup>つうじょう</sup>の事業実施地域<sup>じぎょうじっしちいき</sup>を越える地域<sup>こ</sup>は相談<sup>ちいき</sup>に応じます<sup>そうだん おう</sup>。

## 7. 提供する支援内容と利用料金

### ◇ 「通所支援計画」

(1) 利用児童<sup>りようじどう</sup>の特性<sup>とくせい</sup>や能力<sup>のうりょく</sup>、環境<sup>かんきょう</sup>及び日常生活<sup>にちじょうせいにかつぜんぼん</sup>全般<sup>じょうきょうなど</sup>の状況<sup>はあく</sup>等を把握<sup>りようじどう</sup>し、利用児童<sup>のぞ</sup>が望む生活<sup>せいにかつ</sup>や課題<sup>かだい</sup>等<sup>など</sup>（以下「アセスメント」という。）を理解<sup>りかい</sup>し、利用児童<sup>りようじどう</sup>が家族<sup>かぞく</sup>と共に主体的<sup>とも</sup>な生活<sup>しゆたいてき</sup>が送れる<sup>せいにかつ</sup>ように支援<sup>おく</sup>する内容<sup>しえん</sup>を検討<sup>ないよう</sup>します<sup>けんとう</sup>。

(2) アセスメント<sup>あせすめんと</sup>及び支援内容<sup>しえんないよう</sup>に基づき<sup>もと</sup>、学校<sup>がっこう</sup>・医療<sup>いりょう</sup>・他の福祉サービス<sup>た ふくしき サービス</sup>・関係機関<sup>かんけいきかんなど</sup>等との連携<sup>れんけい</sup>も含めて<sup>ふく</sup>、総合的<sup>そうごうてき</sup>な支援<sup>しえん</sup>の方法<sup>ほうほう</sup>、支援<sup>しえん</sup>の目標<sup>もくひょう</sup>やその具体的<sup>ぐたいてき</sup>な活動内容<sup>かつどうないよう</sup>、達成<sup>たっせい</sup>時期<sup>じき</sup>、留意<sup>りゅうい</sup>事項<sup>じこう</sup>等を把握<sup>はあく</sup>し、計画案<sup>けいかくあん</sup>を作成<sup>さくせい</sup>します。

(3) 計画案<sup>けいかくあん</sup>の内容<sup>ないよう</sup>を利用児童<sup>りようじどう</sup>・保護者<sup>ほごしゃ</sup>に説明<sup>せつめい</sup>を行い<sup>おこな</sup>、両者<sup>りょうしゃ</sup>の同意<sup>どうい</sup>を得た<sup>え</sup>上で<sup>うえ</sup>、作成<sup>さくせい</sup>した通所支援計画<sup>つうじょうしえんけいかく</sup>を交付<sup>こうふ</sup>します。

(4) 通所支援計画<sup>つうじょうしえんけいかく</sup>作成<sup>さくせい</sup>後<sup>ご</sup>、計画<sup>けいかく</sup>の実施<sup>じっし</sup>状況<sup>じょうきょう</sup>の把握<sup>はあく</sup>や継続<sup>けいぞく</sup>的<sup>てき</sup>なアセスメント<sup>あせすめんと</sup>（以下「モニタリング」という。）<sup>いかに</sup>を行う<sup>おこな</sup>とともに、少なくとも<sup>すく</sup>6ヶ月<sup>かげつ</sup>に1回<sup>かい</sup>以上<sup>いじょう</sup>、計画<sup>けいかく</sup>の見直し<sup>みなお</sup>を行い<sup>おこな</sup>、必要<sup>ひつよう</sup>に応じて<sup>おう</sup>計画<sup>けいかく</sup>を変更<sup>へんこう</sup>します。

### ◇ 「支援内容及び活動内容」

(1) 通所支援計画<sup>つうじょうしえんけいかく</sup>の作成<sup>さくせい</sup>

(2) <sup>きほんじぎょう</sup>  
基本事業

(ア) <sup>にちじょうせいかつくんれん</sup>  
日常生活訓練

<sup>にちじょうせいかつどうさこうほこう</sup> <sup>けいすぽーつ</sup> <sup>おんがくかつどうなど</sup>  
日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等

(イ) <sup>しゅうだんせいかつてきおうくんれん</sup>  
集団生活適応訓練

<sup>かいわ</sup> <sup>ばそこん</sup> <sup>そうさ</sup> <sup>れくれーしょん</sup> など  
会話、パソコン操作、レクレーション等

(ウ) <sup>そうさくてきかつどう</sup>  
創作的活動

<sup>かいが</sup> <sup>こうさく</sup> <sup>もうひつ</sup> <sup>とうげい</sup> など  
絵画、工作、毛筆、陶芸等

(エ) <sup>こうせいそうだん</sup>  
更生相談

<sup>いりょう</sup> <sup>ふくし</sup> <sup>せいかつ</sup> <sup>そうだん</sup> など  
医療、福祉、生活の相談等

(オ) <sup>けんこうそうだん</sup>  
健康相談

<sup>けんこう</sup> <sup>ちえ</sup> <sup>つ</sup> <sup>く</sup> <sup>けんこう</sup> <sup>そうだん</sup>  
健康チェック、健康相談

(3) <sup>そうげい</sup> <sup>さー</sup> <sup>び</sup> <sup>す</sup>  
送迎サービス

<sup>りょうけいかく</sup> <sup>さくせい</sup> <sup>じ</sup> <sup>そうだん</sup> <sup>おう</sup>  
ご利用計画作成時に、ご相談に応じます。

◇ <sup>りょう</sup> <sup>りょうきん</sup>  
かみなりくんの利用料金

(1) <sup>りょうしゃふたんきん</sup>  
ご利用者負担金

<sup>つうしよしえん</sup> <sup>ていきょう</sup> <sup>さい</sup> <sup>こうせいろどうだいじん</sup> <sup>さだ</sup> <sup>きんがく</sup> <sup>わり</sup> <sup>しょうがいじつうしよきゅうふひ</sup>  
通所支援を提供した際は、厚生労働大臣の定める金額のうち、9割が障害児通所給付費の

<sup>たいしやう</sup> <sup>じぎやうしよ</sup> <sup>きゅうふひ</sup> <sup>しちやうそん</sup> <sup>ちやくせつう</sup> <sup>と</sup> <sup>だいらじゆり</sup> <sup>ばあい</sup> <sup>りやうしや</sup>  
対象となります。事業所が給付費を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者

<sup>ふたんぶん</sup> <sup>りやうりやうきん</sup> <sup>わり</sup> <sup>がく</sup> <sup>しはら</sup> <sup>りやうしやふたながく</sup>  
負担分として、利用料金の1割の額をお支払いいただきます（利用者負担額）。

<sup>りやうしやふたながく</sup> <sup>じやうげん</sup> など  
<利用者負担額の上 限等について>

<sup>つうしよしえん</sup> <sup>りやうふたながく</sup> <sup>しちやうそん</sup> <sup>じやうげん</sup> <sup>さだ</sup> <sup>とうじぎやうしよ</sup> <sup>だいらじゆりやう</sup> <sup>おこな</sup>  
☆通所支援の利用負担額は、市町村が上限を定めています。当事業所が代理受領を行った

<sup>きゅうふひがく</sup> <sup>りやうしや</sup> <sup>つうち</sup>  
給付費額は、利用者へ通知します。

(2) ご利用にかかる実費負担額

① 食材費

- ・ 昼食と飲み物、おやつは、原則各自持参してください。

② 送迎にかかる費用

- ・ 送迎加算額の1割負担分をいただきます。(1回 54円)

- ・ 事業実施地域以外にお住まいの場合は、加算1割負担額と併せて別途実費にて移動にかかる費用をいただきます。通常の事業の実施区域を越えた場合は、事業所を起点に片道10kmを越えた走行距離数に30円を乗じた金額をいただきます。

③ その他の必要な費用

- ・ 利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる実費費用

(3) 利用料金の支払方法

利用料金のお支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日以降に請求書をお渡します。その後、28日に銀行口座振替にてお支払い頂きます。(ただし、金融機関休業日の場合は、翌営業日となります)

銀行振り込みも可能ですが、手数料は利用者のご負担となります。また、銀行などのご手続きは、利用者または代理人が行ってください。

(4) 利用の中止、変更、追加

(ア) 利用予定日の前に、利用者の都合により、通所支援計画で定めた支援のご利用を中止または変更することができます。

(イ) ご利用予定日の前日及び当日の取り消しにつきましては、ご利用の相談・調整を行うことにより、欠席加算(94円)をいただきます。

ただし、営業時間外の電話、FAX等による連絡につきましては、翌日扱いとなります。

なお、ご利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止をされた場合、取り消し料として実費相当額をお支払いいただくことがあります。

(ウ) ご利用の変更・追加は、ご利用全体の状況により利用者が希望する日時に通所支援の提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能な日時を利用者に提示するほか、他の事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

#### (5) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2ヶ月前までにご説明します。

## 8. ご利用にあたって気をつけていただきたいこと

### (1) ご利用内容の変更

ご利用日当日に、利用児童の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、本人または家族の同意を得てサービス内容の変更を行いません。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

### (2) 受給者証の確認

「住所」および「利用者負担額」「支給量」「障害程度区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。

また、当事業所より「受給者証」の確認をさせて頂く場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

### (3) お願いしたいこと

① ほかの利用児童とその家族、ボランティア、職員のプライバシーを守りましょう。

- ② きめられた時間じかんを守まもってください。
- ③ 利用児童りようじどうやその家族かぞくでできることはしまししょう。
- ④ 利用する施設りようや遊具しせつ等ゆうぐなどは大切たいせつにしてください。

## 9. 緊急時の対応きんきゅうじ たいおうについて

- (1) 利用児童りようじどうの事故じこや体調たいちようなど等きゅうへんが急変ばあいした場合、家族かぞく、かかりつけ医いや協力医療機関きょうりよくいりようきかん（岩佐医院いわさいいん）に連絡れんらくするとともに、救急病院きゅうきゅうびょういんへ搬送はんそうするなど必要な措置ひつようをします。
- (2) 地震じしん、火災かさい等災害時とうさいがいじは、総合防災計画そうごうぼうさいけいかくやマニュアルまにゅあるに従したがって対応たいおうします。
- (3) そのほか重大事故じゅうだいじこや緊急事態きんきゅうじたいが発生はっせいしたときは、管理者かんりしゃ、事務局長じむきょくちょう、理事長りじちようにその対応たいおうについて、その都度指示つどしじを受うけます。

## 10. 虐待防止ぎやくたいぼうしについて

事業所じぎょうしょは、虐待ぎやくたいを防止ぼうしするために、以下の対策いか たいさく こうを講じます。

- (1) 虐待防止責任者ぎやくたいぼうしせきにんしゃを選任せんにんしています。
- 虐待防止責任者 職：管理者 氏名：山口美千代
- (2) 研修等けんしゅうとうを通じて、職員しよくいんの虐待防止ぎやくたいぼうしへの理解りかいを深め、知識・技術ちしき ぎじゆつの向上こうじようを図ります。
- (3) 職員しよくいんまたは保護者ほごしゃ（家族・同居人等かぞく どうきよにんとう）による虐待ぎやくたいを受けたと思われる利用児童りようじどうを発見はっけんした場合は、速やかばあいにこれを市町村すみ しちようそんに通告つうこくいたします。
- (4) 利用家族りようかぞく、職員しよくいん、ボランティア協会関係者ぼらんてい あきょうかいかんけいしゃは虐待防止ぎやくたい ぼうしするため、下記事項かきじこうの共通理解きょうつうりかいと実践じっせんに努めつとめます。



- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳 → 「子どもの立場で判断」
- ③ ひとりで抱え込まない → 「あなたにできることから即実行」
- ④ 親の立場より子どもの立場 → 「子どもの命が最優先」
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる → 「特別なことではない」

## 11. 損害賠償について

当事業所は、次の損害賠償保険に加入しています。

◇ 施設の業務中事故賠償補償 施設内業務全般（サービス）

### ● 補償対象となる事故

- ・ 施設（法人）が事故により法律上の賠償責任を負った場合
- ・ 管理責任のある施設の内・外の事故補償
- ・ 「受託・管理財物事故補償」「人格権侵害補償」「非所有自動車の賠償補償」

◇ 通所型施設利用者の傷害事故補償

### ● 補償対象となる事故

- ・ 利用者が施設利用のため自宅を出発し、施設内でご利用をされ、自宅へ帰宅するまで
- ・ 施設職員を伴って外出した場合

## 12. 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所における苦情の受付およびご利用等のご相談

ご利用に対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなど利用に関するご相談、利用者

きろくなど じょうほうかいじ せいきゆう せいかつぜんばん そうだん つぎ まどぐち う つ 記録等の情報開示のご請求、生活全般のご相談など次の窓口で受け付けます。

しめい 氏名	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号	ふあつくすばんごう ファックス番号
うえだゆうし 上田祐之	いちのみやし 一宮市	058 - 393 - 0751 でんわばんごう ぼらきょう ※電話番号はボラ協 じむきょく ばんごう 事務局の番号です。	058 - 393 - 1218 ふあつくすばんごう ぼらきょう ※ファックス番号はボラ協 じむきょく ばんごう 事務局の番号です。
ののむらちえこ 野々村千恵子	はしまし 羽島市		
みやたとしこ 宮田敏子	はしまし 羽島市		

○ 苦情受付窓口（利用者相談係）・・・「かみなりくん」管理者 かんりしゃ やまぐち みちよ 山口美千代

○ 苦情解決責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ じむきょくちょう かわいそうじ 事務局 長 川合宗次

○ 受付時間・・・・・・・・・・・・・・・・ まいしゅうげつようび どのうび ごぜん ごご 毎週月曜日～土曜日 午前10:00～午後5:00

## (2) だいさんしゃひょうかい いん 第三者評価委員

とうじぎょうしょ しょうがいしゃせいかつしえん せん たー こうせつ じぎょううんえい かか ぼらんていあ 当事業所では障害者生活支援センターきつねあな（公設）の事業運営に係わるボランティア

かた だいさんしゃひょうかい いん せん にん ちいじきゅうみん たちば とうじぎょうしょ つうしよしえんないようなど たい の方を第三者評価委員に選任し、地域住民の立場から当事業所の通所支援内容等に対するご

いけん とうじぎょうしょ じぎょううんえい かん だいさんしゃひょうか おこ りようしゃ とうじぎょうしょ くじょう 意見、当事業所の事業運営に関する第三者評価を行なっています。利用者は、当事業所への苦情

やご意見は「第三者評価委員」にも相談できます。

## (3) ぎょうせい かん たくじょううけつけ かん くじょううけつけ 行政機関その他苦情受付機関の苦情受付

きかんめい 機関名	れんらくさき 連絡先など
はしましけんこうふくしふふくしか 羽島市健幸福祉部福祉課	はしましたけはなちよう ばんち うけつけ 羽島市竹鼻町55番地 (受付9:00～17:00) でんわ 058 - 392 - 1111 (内線 2513) ふあつくす ファックス 058 - 394 - 1240
ぎふけんうんえいかてきせいはいんかい 岐阜県運営化適正化委員会 (岐阜県社会福祉協議会)	ぎふししもなら うけつけ 岐阜市下奈良2-2-1 (受付9:00～16:00) でんわ 058 - 278 - 5136 ふあつくす ファックス 058 - 278 - 5137